

情報基礎A 第6週

情報倫理

平成28年6月2日(木)

情報倫理と情報社会

2

- 情報倫理は
 - 情報社会における人間の正しいあり方の認識
 - 人間が情報社会で共存するための規範
- 情報倫理が無い社会
 - 野蛮な言動、混乱と暴力、不信と無慈悲
 - 弱者が搾取され、悲しみと怒りが更なる混乱を生む
- 情報倫理を考えることは
 - 情報の利用における正しいあり方を考えること
 - 仁義(思いやり)、正義、礼儀、智慧、信義
- 「**他人の権利の侵害を避けるために、倫理の観点で守るべきルール**」を個人個人が確立する必要

インターネットの利点と危険性

3

- インターネットのスケールは地球規模
- 巨大メディアに個人で参加できる環境
 - ▣ 不特定他者との対面
- 情報を公開し互いに自由に活用することで情報価値が高まる
- 反面
 - ▣ 個人の行動が巨大な影響を生む
 - ▣ 多くの悪意あるユーザと直面する環境

自己責任と自己防衛の必要性

4

- 悪意を持った人がインターネットを利用し
 - 他人のコンピュータに不正侵入
 - 大事なデータを破壊・偽造する
 - 他人のプライバシーを暴露する
 - 他人の誹謗を行う
 - 他人に成りすまして悪事を働く
- このような危険性を持つインターネットを上手に利用
する必要がある

セキュリティーシステムの利用

5



- 不正行為に対処するための技術
 - ユーザIDやパスワード認証によるアクセス制御
 - ファイアウォールにより不正侵入を防ぐ
 - データの暗号化
 - ワクチンソフトやシステム監視ソフトの利用
- セキュリティーシステムの利用は必須
- システムのセキュリティーのみに頼ってはいけない



自己責任と自己防衛の必要性

6

- **犯罪行為は法律で禁止**
 - インターネットの世界では、倫理観のない人による不正やトラブルが発生してる
 - 人権侵害、著者権侵害、システム妨害
- **無意識で違法行為を行った場合**
 - 知らなかった、認識が無かっただけでは済まない
 - 認識不足は自己責任
- **法に触れなければいいというものではない。倫理にもとる行為はしてはいけない**
 - 児童ポルノの所持などは、倫理的には許されない事

Web利用上の注意

7

- Webを利用して情報を発信する際の違法行為
 - プライバシー侵害
 - 他人のプライバシーを勝手に公開するような行為
 - 名誉毀損
 - 非難や差別的な表現等により他人を誹謗中傷すること
 - 著作権, 知的財産の侵害, 肖像権の侵害
 - 他人のホームページの文書, 絵, 写真等を無断で使用
 - タレントの写真やアニメをホームページに掲載
 - わいせつ画像の掲載
 - 賭博行為, 詐欺行為, ねずみ講等第三者に不利益を与えること



プライバシー侵害と名誉毀損

- インターネットを悪用した他者への攻撃
 - 嫌がらせのメールを個人に送信
 - 個人の名誉を傷つける内容をメーリングリストやニュースグループ, チャットに投稿
 - 他人を誹謗中傷する内容をWebページに掲載
- インターネットを利用すると, 他人に被害や損害を与えることができる
- 逆に, 被害者にされてしまう可能性もある
- 言論の自由は「倫理ある者、人権を尊重する者」に与えられた権利

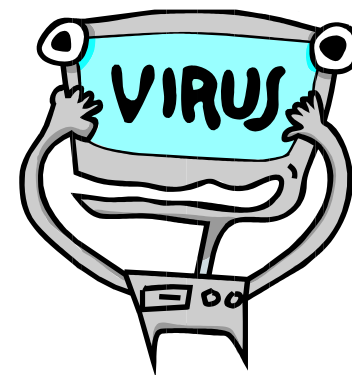
ソフトウェア財産の法的保護

- ソフトウェア（利用には注意しよう）
 - ▣ 有料のソフトウェア
 - コピー条件を守ること(違法なコピーはしない)
 - ▣ フリーソフトウェア
 - 著作権者の同意が無くても複製，改変，再配布が可能な無料ソフトウェア
 - ▣ シェアウェア
 - 試しに使ってみてよければ購入して使う
 - ▣ スパイウェアやビールスに気をつけよう

コンピュータウイルス

10

- コンピュータウイルス
 - コンピュータに侵入し、システムプログラムに寄生し、システムを破壊したり、いたずらする不正なプログラム
- ワーム
 - 単独で自己繁殖を繰り返しながらシステムを破壊する
- ウイルス侵入経路
 - 記憶媒体（特にメモリスティックに注意）
 - インターネット
 - ダウンロードしたファイル
 - メールの添付ファイル
 - ファイル交換ソフトウェア(Winny)
- ウイルスやワームを除去するワクチンソフトを常に最新のものにし、感染を防ぐ
- OSを常に最新のものに更新する



インターネット・ショッピングにおける注意点

11

- インターネットショッピングのトラブル
 - ▣ 代金を払ったのに品物が届かない
 - ▣ 注文された商品を送ったのに、支払いがされない
 - ▣ 消費者, 商人どちらもリスク
- クレジットカード決済
 - ▣ クレジットカード情報が盗まれる可能性
- 暗号化, 電子署名の確認
- **大学のIDでは私的利用禁止です！**

迷惑メール

12

- スпамメール
 - ▣ 広告や勧誘のため、何度も送られてくる
- 詐欺メール
 - ▣ フィッシングメール
 - 個人情報等を要求
 - ▣ 「旨い話」: 逆援助交際、マネーランドリー、宝くじ
 - ▣ 見覚えのない請求
- ワンクリック詐欺
 - ▣ 間違えてワンクリックしてしまった場合は絶対に支払わない事(請求メールは無視する)
 - ▣ 精神的に悩みすぎない事
 - ▣ 個人情報を伝えてしまい、請求書が郵送されてきた場合は国民生活センター等に相談する事

被害に遭わないための対策

13

- 対策
 - 自己の個人情報の管理を徹底する
 - 個人情報を発信するときは, 内容を吟味する
 - ホームページに不要な個人情報を掲載しない
 - メールアドレスの公開に注意
 - 掲示板, Web等において, トラブルに巻き込まれるような行為, 不用意な発信は慎む
- 警察庁サイバー犯罪対策室
 - <http://www.npa.go.jp/cyber/>
- 国民生活センター
 - http://www.kokusen.go.jp/ncac_index.html

震災に乗じた迷惑メール

- 国民生活センター
 - 東日本大震災発生以降、震災に関する消費生活相談等が寄せられている。
 - 東日本大震災に乗じた迷惑メールにご注意
 - http://www.kokusen.go.jp/news/data/n-20110418_1.html
 - 熊本地震に乗じた不審なメールやSNSの投稿にご注意
 - http://www.kokusen.go.jp/news/data/n-20160527_1.html
 - 一方的に送り付けられる「迷惑メール」に関するものもある。
 - 「迷惑メール」に関する相談事例をまとめ、情報提供している。
 - 有料サイト等への誘導
 - 義援金、支援物資等の呼びかけ
 - 見知らぬ会社からの広告メール

有料サイト等への誘導

15

- 2011年3月 北海道 60代 男性
 - 自宅のパソコンに「被災地支援のため」というタイトルのメールが届いた。本文を確認したところ、「大震災被災地の支援、競馬・支援の輪を広めよう」、「無料情報の提供あり」等と書かれており、競馬情報提供サイトへ誘導するアドレス(URL)が記載されていた。不審だ。
- 2011年4月 福島県 40代 女性
 - 地震の発生後、迷惑メールが毎日のように携帯電話に届き、困っている。「被災地に寄付してくれた人にお礼のメールを送ってほしい」という内容で、ログイン用のアドレス(URL)を添付したメールや、「病気になった場合、950万円受け取れるのでメールを送ってほしい」と返信を促すメールである。まさに被災した地域に住んでいるので、すごく不安である。

義援金、支援物資等の呼びかけ

16

- 2011年3月 和歌山県 40代 女性
 - ▣ 高校生の娘の携帯電話に、友人から震災募金への協力要請のメールが届き、同じ内容を10人にメールするよう書かれていた。募金先はNPO法人となっているが大丈夫だろうか。

- 2011年3月 大阪府 40代 女性
 - ▣ 10代の娘に、関東在住のメール友達が「大震災の影響で食料が手に入らない」と物資援助を求めてきた。娘は、テレビで関東もいろいろな機能がマヒしているという報道を見たので、送るつもりだというが、一度も会ったことがないようなメール友達に送るべきか。

熊本地震に関する相談事例

17

- **【事例1】熊本地震の義援金を募集する不審なメールがスマートフォンに何通も送られてきた**(2016年4月受付 当事者:50歳代 男性 北陸地方)
 - 熊本地震の義援金を募集する不審なメールがスマートフォンに何通も送られてきた。具体的な内容は書かれておらず、サイトのアドレスが記載されているだけのものが多い。情報提供する。
- **【事例2】SNSの投稿に書かれていた『募金』という文字をタップしたところアダルトサイトの料金請求画面になった**(2016年4月受付 当事者:50歳代 女性 神奈川県)
 - 利用しているSNSに女性名での投稿があり、「募金」という文字が強調して書いてあったため、熊本地震のことを連想してしまい、そこをタップした。すると、いきなりアダルトサイトに登録されて、「3日以内に15万円支払え」という画面になった。どうしたらよいか。

迷惑やデマの例：ツイッターの場合

18

□ ツイッターとは

- 個々のユーザーが「ツイート」(tweet) と称される短文を投稿し、閲覧できるコミュニケーション・サービスである。
- 140文字以内の「つぶやき」を入力し、それをみんなで共有するサービス
- SNS(Social Network Service)の一つ
- 2006年7月からツイッターサービス開始



twitter

19

フランスの調査会社Semiocastがまとめた調査結果

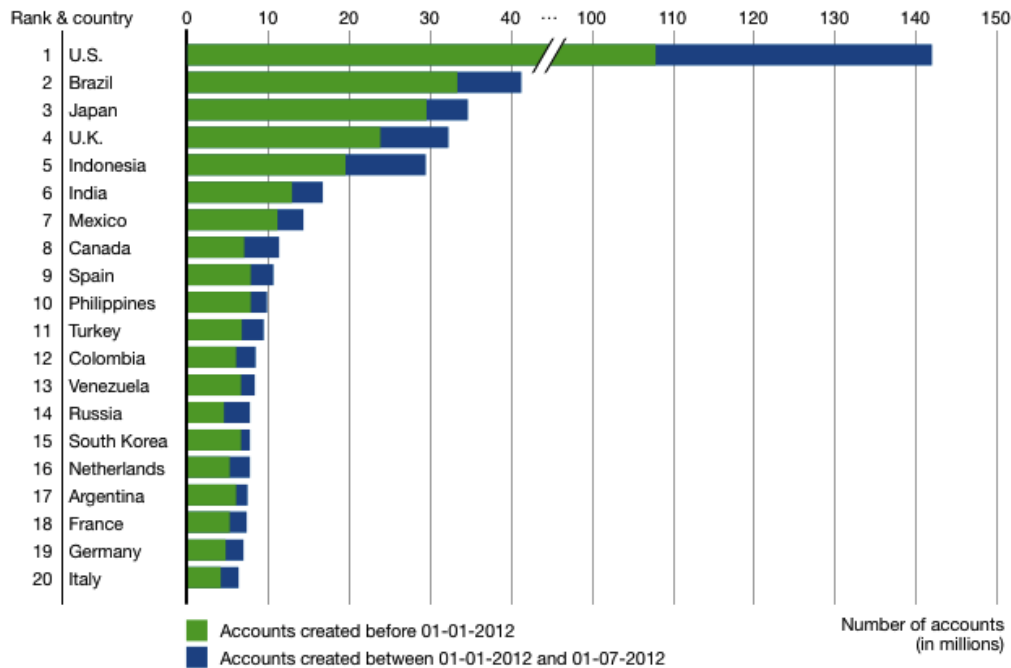
(2012年7月1日時点の統計、2012年7月30日発表)

<http://semiocast.com/en/>

ユーザー数:5億

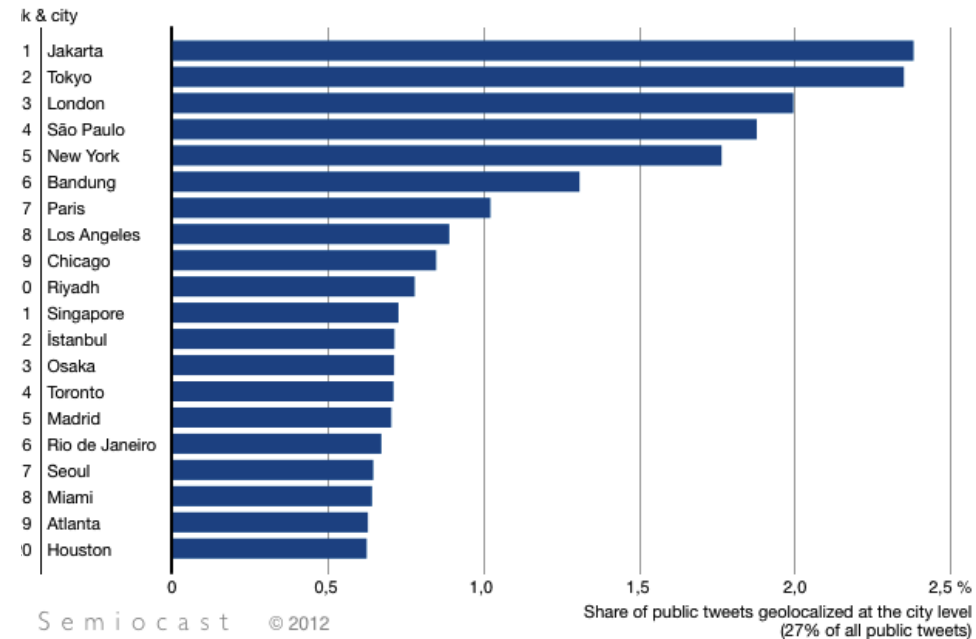
Top 20 countries in terms of Twitter accounts

(accounts created before 01-07-2012)



Top 20 cities by number of posted tweets

(among 10.6B public tweets posted in June 2012)



ツイッターによる東日本大震災デマの例

- 「関西でも大規模節電の必要」
- 「コスモ石油の爆発による有害物質流出」
- 「今日の夕方、友人に防衛省の夫を持つ人が家族に「東京から家族を逃がせ」と言われたとのこと。その後、総務省の友人にも連絡したところ、総務省はほとんど空になっています。東京にいる方、逃げて！！」
- 「富士山から煙が出ている」
- 「富山県内で13日大地震が発生する」

ツイッターを使った救助要請

21

□ 例

- ○○さん、拡散お願いします！○○県○○市○○で、今、取り残されています。救助要請をお願いします！
- ○○さん、拡散お願いします！○○県○○市の○○避難所ですが、水・食糧が不足しており、餓死寸前です。支給、救援物資の要請をお願いします！
- RT(リツイート)機能を使い拡散させる
 - すでに救出されたがリツイートを見て再通報する人が多い
 - デマか否かの区別ができない
- 善意でツイートしたが人が殺到し大混乱を招いたケース
 - ○○町の○○ガソリンスタンドは給油できます。
 - ○○町の○○コンビニで食糧を手に入れました。まだ品物がたくさんあります。

ツイッターによる東日本大震災デマがチェーンメールに拡散した例

22

- 3月13日、「うがい薬を飲めば甲状腺障害の予防になる」
 - このツイートが駆け巡り、チェーンメールとなってさらに拡散した。
 - 情報の発信者はチェルノブイリ取材したと触れ込む人物だったが、情報が拡散していくうちに誰が発信者であったかわからないものになっている。
 - 3月14日、独立行政法人放射線医学総合研究所は、「うがい薬には有害物質も含まれているため人体に危険であること、抑制効果は得られないこと」を公式に発表しなければならない事態へと発展した。

デマの発信元

- デマは発信者が特定できるものと、特定できないものがある。
- 発信者が特定できるケース
 - ▣ 都内のIT企業に勤める社員が地震直後に流したデマ
 - ▣ 「地震が起きた時、社内サーバールームにいたのだが、ラックが倒壊した。腹部を潰され、血が流れている。痛い、誰か助けてくれ。」
 - ▣ 多くの人から心配するコメントが寄せられたことで本人が事の重大さに気づき、デマを自白したことで事態は収束に向かった。

デマに惑わされないためには

24

- 情報源はだれか？
 - ▣ 公共機関や責任のある企業の公式発表かを確認
- 発信者は適任か？
 - ▣ 発信者が適切な専門家であるかを確認
- 発信日時は？
 - ▣ いつの時点の情報かも重要
 - ▣ 状況が変化した後で、役に立たない古い情報が流れる場合も多々ある
- 写真や画像を見ても信じないこと
 - ▣ 画像ソフトでいくらでも捏造できます

情報発信の罫

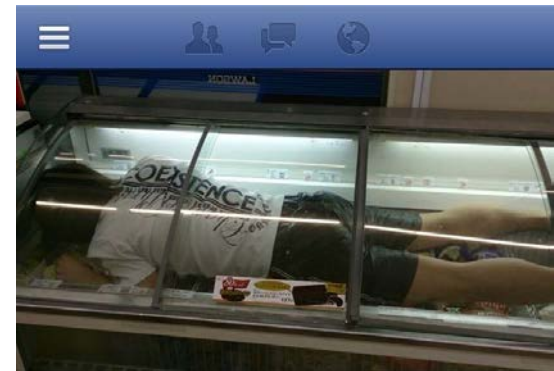
25

- **自分の行動が自分の首を絞める**
 - **情報発信では礼儀と常識をわきまえよう**
 - **ネットでの発言は冷静に**

記事の投稿による問題事例

26

- 学生が「昨日の飲み会の後で、バイクで帰宅して事故を起こしそうになった」とブログに書く
 - ▣ 記事を読んだ匿名ユーザから大学に通報
 - ▣ 学生に懲戒処分
- コンビニのアイスケース事件
- 土下座写真事件
- 危険運転自分撮り事件
- カンニング自白事件
- 「冗談や洒落」ではすみません。
 - ▣ 上司や同僚の悪口なども、投稿すると大きな問題になります



ネットでの言動の注意

27

- ネット上で他人を攻撃しない
 - 「殴れば殴られる」しかも、多数から。。。。
- ネット上で議論はできるだけ避ける
 - 「100%正しい」主張はない
 - 「10%の人」はネット上では何千万人にもなる
 - 熟考せずに反応してしまうのがネット書き込みの欠点
 - 書いたものは永遠に残る(恨みや不快感も消えにくい)
 - 見直すたびに腹が立つ
 - 謝ることもなかなか簡単ではない
 - 友達相手なら、謝罪は面と向かってしよう。
- 常に冷静に、礼儀正しく上品に

情報倫理レポート課題

28

- 情報倫理に関する事例を調べてください
 - インターネット, 新聞, 雑誌, 本等で調べる
 - 調べたものを簡単にまとめて提出
 - 内容は事例の紹介と自分の考えを述べる
 - MS Wordで作成して提出
 - 2,000字程度
 - 1行に学籍番号と名前を必ず明記
 - ファイル名: ethics学籍番号.docx
 - 提出期限
 - ISTU
 - 6月30日(金曜日) 18:00 厳守
 - 著しく類似したレポートと認定した場合は、点数を人数で割ります